

○議長（小野 稔君）

おはようございます。時間前ですけれども始めていきたいと思います。

始める前に平田町長から発言が求められておりますので許可します。平田町長。

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

いかなる公務が多忙とあっても、議会の初日、体調不良のため開会日に議場に顔を出せなかったこと、謹んで議員の皆様、そして多くの町民の皆さんにご心配をおかけしまして、まずもって深くおわび申し上げます。

一日から高熱が続き、三十八度六分を超える高熱が次の日の夕方まで続きました。やっと熱が下がり、PCR検査、そしてインフルエンザの検査をしましたが、どちらも陰性であって、その次の日の夕方から、いわゆる平熱に下がってほっとしているところでございます。公務多忙とあっても、いわゆる体調管理、体調を崩したことをまずもって本当におわび申し上げたいと存じます。

また、全員協議会にも出席できませんでしたが、四番目の、いわゆるコロナ感染対策の地方創生交付金四千六百万三千元ということで、私は、職員は一生懸命やってきたんだろうと、そう思っておりますが、ただ二重三重のチェックが甘かったなど、そう思っております。これもひとえに、私、そして副町長、我々の管理不行き届きということで本当に多くの町民、そして議員の皆様にご深くおわび申し上げます。今後は様々な手を尽くして、その財政の穴埋めを最大限努力してまいりたいと、そう思っております。また、二度とこのようなことが起きないように、いわゆる課長会議でも厳しく、この間、一日に叱咤激励したところでもございます。この件に関しては、NHKの全国放送、

あるいはヤフーのネットでの放送、一千七百十八市町村がありますが、たった一つ、藤崎町だけが交付金が獲得できなかったということで、多くの町民、そして議員の皆様には深くおわび申し上げます。誠にすみませんでした。

○議長（小野 稔君）

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、四番五十嵐 忍議員に一般質問を許します。四番五十嵐 忍議員。

〔四番 五十嵐 忍君 登壇〕

○四番（五十嵐 忍君）

おはようございます。議席番号四番五十嵐 忍でございます。

令和五年第一回定例会に当たり、通告に沿って一般質問いたします。

この冬、県内は十二月中旬から本格的な降雪となり、一月下旬から二月にかけて大雪に見舞われました。町では二月一日に豪雪警戒本部を設置し、除排雪に係る追加予算二千百万円を、続いて、二月十五日には二回目の追加予算一千万円を専決処分しました。

そこで、まず除雪について次の三点をお聞きします。

イとして、融雪溝がある地区とない地区とで町が行う除排雪の仕方に違いはあるのか。

ロとして、朝日町の一部歩道にロードヒーティングを敷設した経緯を示せ。また、電気料金は幾らかかっているか。

ハとして、融雪溝のない地区では歩道除雪が課題となっている。地域住民に歩道除雪を委託する方法もあるのではないか。

さて、政府は今さらながら異次元の少子化対策なるものを打ち出していますが、私は子育て支援が少子化対策と同義

語のように使われていることに違和感を覚えます。少子社会であれ、子供の多い多子社会であれ、子育てを支援するのは当たり前ではないでしょうか。子供は社会の宝だというのであれば、宝である子供そのものを支える社会でなければならないはずです。

そこで、子供を支える制度の一つである町奨学金について次の三点をお聞きします。

イとして、藤崎町奨学基金及び石橋記念奨学基金の現在の状況を示せ。

ロとして、近年利用されなくなってきた要因をどう分析しているか。利用しやすい制度にするために給付型も視野に入れて検討するということがあったが、どのように改正されたのか。

ハとして、保証人を立てる人的保証は時代に合っていない面がある。保証会社による機関保証にできないのか。

以上、壇上からの私の一般質問といたします。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

五十嵐 忍議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、除雪についての、イの融雪溝がある地区とない地区とで町が行う除排雪の仕方に違いはあるのかについてお答えいたします。

町では、業者委託の除雪ドーザと直営方式によるロータリー除雪車を使用し、道路の路面整備及び拡幅除雪を行っているところでございます。融雪溝のある地区では除雪により路肩等に置かれた雪を住民が直接排雪できるのに対し、融雪溝などの雪処理施設が未整備の地区では、多くの場合、排雪する手段がないのが実情であります。融雪溝等の整備に

おける不公平性の解消や行政の二重投資防止の観点から、整備済み地区においては機械除雪による融雪溝の破損等について対応するため、ロータリー除雪車による拡幅除雪については原則として未整備地区に限定し実施しているものであります。また、大雪時の排雪作業につきましても同様に未整備地区を優先して行っているものであります。

次に、ロの朝日町の一部歩道にロードヒーティングを敷設した経緯を示せ。また、電気料金は幾らかかっているかについてであります。当該路線である町道豊田村元線は国道三三九号線とJR藤崎駅及び藤崎小学校並びに藤崎中学校に至る通勤・通学等の生活道路として利用度が高く、また、積雪・寒冷時に優先的及び安定的に安全な通行を確保することが求められる路線であります。融雪溝などの有効な雪処理施設の整備がなされておりました。しかしながら、平成二十四年度の国補正予算において、緊急経済対策の一環としての社会資本整備交付金の追加に対する要望が承認されたことにより、降雪等を感知するセンサーが装備されたロードヒーティングを整備し、歩行の安全について安定的に確保できるものとなったところであります。また、本施設に係る電気料金につきましては、直近三か年の平均において年約百五十七万円となっております。

次に、ハの融雪溝のない地区では歩道除雪が課題となっている。地域住民に歩道除雪を委託する方法もあるのではないかについてであります。町の歩道除雪につきましては小中学校付近の通学路となる歩道は除雪しておりますが、町が所管する全ての歩道を除雪することは、財政上、非常に困難な状況にあります。議員にご提案いただいた地域住民への委託につきましても、通学路においては既に実施しておりますが引き受けていただける方の確保が困難であり、昨年度まで二名にお願いしておりましたが現在は引き継いでいただける方がおらず一名となっている状況であります。今後も、歩道除雪につきましては、財政面、地域の状況、実施方法及び実施箇所等に関し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、町奨学金制度についての、イの藤崎町奨学基金及び石橋記念奨学基金の現在の状況を示せと、ロの近年利用さ

れなくなってきた要因をどのように分析しているか。利用しやすい制度にするために、給付型も視野に入れて検討するということがあったが、どのように改正されたのかと、ハの保証人を立てる人的保証は時代に合っていない面がある。保証会社による機関保証にできないのかについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

藤崎町には、名誉町民である故石橋富久氏の寄附により創設した石橋記念奨学基金と、町が独自に創設した藤崎町奨学基金の二つの奨学基金があり、ともに昭和四十九年から運用が開始されているものであります。現在の基金の状況は、令和五年一月三十一日現在で藤崎町奨学金の貸与額は一千五百九万五千五百円、現金は五千二百八十七万八千五百円、石橋記念奨学基金の貸与額は三百六十一万九千二百九十円、現金は一千九百二十七万六千九百九十八円となっておりあります。議員ご指摘のとおり、近年町の奨学金の利用頻度が低くなっていることから、昨年九月、藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正し、学力要件を三・五から三・二へ引き下げたほか、所得制限の緩和を行うなど、より利用しやすくしたものであります。規則の一部改正に当たっては、議員からのご提案いただいた給付型についても検討いたしましたが、給付を続けるための財源の確保が難しく実施できる見込みが立っていないのが現状であります。

次に、機関保証についてですが、独立行政法人日本学生支援機構では、保証機関が連帯保証する機関保証制度を導入しており、公益財団法人日本国際教育支援協会が保証機関となっております。同協会は国の外郭団体であり、県や市町村などの地方自治体は利用することはできないものとなっております。そのため、地方自治体が機関保証を実施するためには民間の保険会社と独自に契約を行うこととなりますが、公益財団法人青森県育英奨学金において機関保証を検討した際、奨学金の保証は保険会社にとってリスクが高いため保証料が高額となってしまい、結果的に奨学金を受ける学生に不利になることから機関保証の導入を断念したとのことであります。このことから、当町において機関保証の導入は難しいものと考えておりますが、保証人が見つからないことを理由に奨学金を断念する学生がないよう、保証の在

り方について引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上、五十嵐議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これから、四番五十嵐 忍議員に再質問を許します。四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

それでは、再質問いたします。

まず、町が行っている除排雪については、融雪溝のない地域の人たちが不公平感を感じないように融雪溝のない地域を優先的に重点的に行っているということは理解しました。ただ、不公平性という観点からいくと、朝日町のロードヒーティングに関しては通りの片側だけです。向かい側の人には当然不公平感を感じていると思うんですが、昨年十二月補正で、私はこの朝日町のロードヒーティングについてお聞きしました。そのとき、町長は試験的に実施したんだというお答えでしたけれども、この十年間検証はなされたんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

ロ、融雪にロードヒーティング方式を採用し、降雪等の感知センサーによる自動化システムを搭載することにより、早朝の勤務、通学時間帯においても、安全、安定した道路の確保ができるようになってございます。また反対側が不公平感があるということでありましたけれども、基本的に通学路の歩道除雪しているところであっても、基本的に片側が

通れば安全は確保ができるということで、そのような対応をしておるところでございます。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

ここにかかる電気料金が三年間の平均で年約百五十七万円。年といいますけれども、これ一冬ですよ。あそこは、四百メートルくらいしか距離的にはないと思うんですけれども、この金額はちょっと現実的ではないと思うんですが。今回三月補正にも上がっているようですが、この冬の電気料金の概算は大体どのぐらいになると想定してますか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

この冬の概算ということでありまして、数字ちょっと違ってはきますが、令和四年度、今年度ですね、二月までの料金で実績、お支払いしているのは二百四十五万二千元と。あともう三月分、もう一回来るという形になっております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

ちょっと驚きました。今年は、各家庭においても電気料金に関しては本当に、我が家もそうですけれども過去に見た

ことないような額の請求が来ています。使ってる量はそんなに変わらない、あるいは減ってても結局電気料金自体が上がっているんで、これでいくといつもの年よりも百万円くらい多くなるような。あの辺りの地域の人たちの声を聞きますと、歩道のロードヒーティングよりもやはり融雪溝を望んでるんですよ。今後の町の融雪溝の整備計画は、どのようになっていますか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

現在、矢沢、小畑、中島地区で融雪溝の工事を行っております。その後も融雪溝の要望というのはありますので、その地区等をまた検討して、今後、町内の融雪溝をできるだけ整備してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

ちょっとこの電気料金ですと、歩行の安全については確保できても、これ本当に安定的に確保できていくのかは、続けられるのかちょっと私は疑問です。ぜひ融雪溝の整備を検討していただきたいと思います。

地域住民に歩道除雪を委託しているところが既にあるということでしたが、これはどこになりますか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

現在委託しているところは、葛野から東町にかけての通りになっております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

葛野から東町ということは中央小学校の通学路にあたるわけでしょうか。そのほかの小中学校については、どのようになっているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

今話をしたところは中央小学校の通りであります。そのほかの歩道につきましては業者委託をかけて町の除雪機を使って除雪しているというのが主なところであります。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

葛野から東町にかけての委託も今まではお二人の方が引き受けてくださってましたが、今は一名となっているという

ことでしたが、これはお願いするに当たって募集の仕方はどういうふうにしているのか、それから報酬はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

募集の仕方としましては、今までやっていただいた方に、やっていただいている通りの方で誰かやってくれる人ありませんかということをお願いしたところ見つからないと、その後、町内会長さんにもいませんかということちょっと探していただいたんですけれども、どうしてもそういう方が見つからないという形で、今町で、現状直営で除雪しているという形になっております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

報酬についてもお聞きしました。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

申し訳ありません。報酬につきましては、お引き受けいただいている方に時給一千四十円をお願いしております。昨年

度実績では延べ五十三時間で稼働していただき、五万五千百二十円となっております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

広い歩道がある地域ほど歩道に雪が盛られて道路が狭くなっています。結局、車社会なので車中心の除雪で歩行者は狭くなった車道を歩かざるを得ないような状況になっています。全ての歩道は、町内全ての歩道は無理でも、例えば、地域住民に委託するモデル地区を設定してやってみるということも考えられると思いますけれども、例えばですね、この西豊田地区、役場周辺ですね、公共施設が集中しているところです。避難所にもなります。今年の八月豪雨では、実際避難所を開設しました。冬に災害がないという保証はないんですよ。この点、検討の余地があると思いますけれども、町長の考えをお聞きします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

本当は、天から降る雪は季節によって、だんだん暖かくなれば全て消えてしまいます。しかしながら、豪雪に応じて、雪降るのに応じて排雪するのも、これは行政の使命であります。今五十嵐議員おっしゃったように、全ての歩道を全て行政で手をかけて歩行しやすいようにするのが一番の最善の策であります。ただ、そうなると財政が相当膨らむであろうと、経費が相当膨らむであろうと。ただ、小さい子供たちの通学路を中心に、そこは責任を持って今後もやっていくということで考えております。

また、西豊田地区、確かに避難所の開設が一番集中するのが、ここの官公庁がその避難の場所でありますので、この辺の歩道の除排雪ですね。どういう在り方を検討できるか、いわゆる建設課にもうちょっと具体的に考えろということで、今日終わったら早速指示したいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

ぜひ、そうしていただきたいと思います。結局財政の話になってしまうんですけども、要は優先順位だと思うんですよ。何を優先してやるのか、そここのところの検討方よろしくお願いしたいと思います。

それでは、町の奨学金制度について続いてお聞きします。

奨学基金というのは、積立基金ではなく運用基金です。しかしながら、現在、子供たちのために十分には活用されていない現状だと思います。二つの奨学基金を合わせると現金で七千万円以上が、これ、ある意味塩漬けになっている状態です。あるのに使われないということはないのと同じだと思いますよ。本来、これはきちんと監査されるべきだと思います。基金は盲点になっていると私思います。令和三年の九月の決算議会で、私は給付型も検討すればどうかと提案しましたが、それに対して今日の答弁ですと続けるための財源の確保が難しいと。確かに、私も給付型については制度設計は難しいなと思います。この点は理解します。それで、貸与型で、要は去年の九月に貸与の要件を緩和したと、学力要件を三・五から三・二へ、それから所得制限の緩和もしたということでしたが、所得制限に関してはどのように緩和されたのか、どう変わったのか、お聞きします。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長 学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

所得制限につきましては、今までの生活保護基準の二倍としておったものを二・五倍にしたものでございます。具体的に金額で申し上げますと、失礼いたしました、例えば、四人の世帯で今までは四百六十万円程度の所得であったものを五百七十万円、約百万円ちょっと引き上げたということでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

そもそも所得制限必要でしょうか。貸与であればお金は返ってくるわけですから、財源は十分あると私は思います。所得がある一定以上ある家庭であっても、兄弟全員、子供全員大学まで入れるとなれば、そうそう容易ではないと思うんですよ。例えば、私立は無理だから国公立にしてくれとか、県外はちょっと厳しいから無理だから県内にしてくれとか、やはり何かしらの制約が親にも子供にもあると思います。もし、所得制限なく奨学金を借りることができれば、よりよい教育を受けさせることができる、子供も親も諦めなくてもいい、入りたい学校を諦めなくてもいい、なりたい職業を諦めなくてもいいような、そういう教育を受けさせることができると思うんですが、この点、所得制限の撤廃についてはどういうふうにお考えですか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長 学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

所得制限につきましてはですけれども、石橋記念奨学基金、それから藤崎町奨学基金、双方の設置目的の中で経済的理

由により就学困難である者に対して奨学金を貸与という形になっておりますので、今の奨学金の目的からいきますと経済的に困難な方を対象とするという形になってございます。今議員から提案をいただきました、この所得制限に関する、撤廃が可能かどうかということに関してもこの設置目的を今度変えていくという形になりますので、今この場でできるかどうかという即答は申し訳ないんですがちょっと避けさせていただきたいんですけれども、奨学金の在り方としては教育委員会で検討できればと考えてございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

今のその文言からいきますと、経済的に困難と書いてるのであって経済的に困窮してるとは書いてないはずなんですよ。そうすると、その文言でも所得制限なしでも私はいけるんじゃないかと思いますが、ぜひ教育委員会で慎重に検討していただきたいと思います。

最後に保証人の問題です。現実問題として保証人をお願いするとなれば、やはり本人から見て、おじ、おばに当たる人が現実的に多いかと思うんですが、今は兄弟の数が減っているんで、おじ、おばに当たる人が本当に少なくなってます。そうすると、いともいえないわけですよ。なおかつ返済が始まる時には高齢になっていたりするので、なかなか保証人をお願いできる人がいなくなってる時代です。先ほど、奨学金を断念する学生がないように保証の在り方について引き続き検討するというお話でしたが、例えばどのような方法が考えられますか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

保証人につきましてですけれども、町長の答弁の中で申し上げさせていただいたように、機関保証についてはなかなか実施が難しいのかなと考えております。保証人なんですけど、現在の町の制度でいきますと、例えば親族だとか何親等以内とかという規定はございません。最初の保証人を保護者としてあるんですけど、連帯保証人につきましては特段の定めがないものが現在の町の規定となっております。ただ、これ自体が借りる側として何らかの制約になっていないかどうかという検証はしていきたいと思っています。

どのように考えているかということだったんですけども、現在、これも大変申し訳ないんですけども、今ここで確定したようなお答えをすることは難しいんですけども、保証人の在り方につきましても先ほどの経済的な理由云々のところと併せまして検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

今回は、貸与額の見直しは昨年九月においてはされていないようですが、私は、たとえ貸与額を引き上げても国にも奨学金制度がある、県にもある中で、町の奨学金を利用してもらうというのは貸与額を引き上げたぐらいではあまり利用されるとは思えないんです。もっと思い切ったことを、藤崎ならではの奨学金をやってほしいなと思います。それによって寄附した方の思いも生かされるわけです。前回、私は平成三十年の第四回定例会十二月議会で奨学金のことをお聞きしたんですけど、その後、国が機関保証に替えて、県も実はそれを検討していたということを先ほどの答弁を聞いて知りました。私は、県が動いてたということは知らなかったので大変勉強になりました。ぜひ、子供たちにとって利

用しやすい奨学金制度にさせていただくよう要望して、私からの再質問を終わります。

○議長（小野 稔君）

これで、四番五十嵐 忍議員の一般質問は終了しました。

換気及び消毒のため休憩します。再開時刻は午前十時四十五分といたします。

休 憩 午前十時三十七分

---

再 開 午前十時四十五分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一番石澤貴幸議員に一般質問を許します。一番石澤貴幸議員。

〔一番 石澤貴幸君 登壇〕

○一番（石澤貴幸君）

お疲れさまです。登壇の許しを得ました一番石澤貴幸でございます。

今年の冬は、津軽の雪深さを改めて思い知らされました。町は二度の補正予算で対応してくれました。除雪隊はじめ関係者の皆様、本当にご苦労さまでした。感謝申し上げます。やはり町から出ると藤崎町の除雪の優秀さが分かるもので、感謝の言葉は自然と出ます。こういうところも幸福度ランキング二年連続東北一位が正真正銘であることを裏づける、そのまた一つであることに間違いはございません。

また、念願であった渡り廊下を含めた明德中学校の改修工事に至っては、工事総額七億六千万円余りという金額が物語る未来を担う子供たちへの手厚い思いが感じ取れました。さすがに私も最初は総工費に驚きましたが、補助金を絡め

一般財源を一億四千万円余りに抑える神業は、もはや見事と言わざるを得ません。感謝申し上げます。もっとほかの部署も称賛したいのですが、今はかなわないことをご了承ください。

というわけで、藤崎町の職員の皆さんは本当によく仕事をしていて私には常々思っているわけですが、だからこそ処分事が最近続いてしまったことは残念でなりません。冒頭の発言にもございましたが、もう十分、目前に存在感たっぷりに座っていらっしゃるボスにこっぴどと絞られたでしょうから、私が今この場でとがめることはいたしません。が、一同気を引き締めて、これ以上ナンバーワン藤崎町のマイナスニュースを増やさないよう望んでおります。

では、通告に沿って質問いたします。

まず、一、小学校通り及び西田両町内会の集会施設についてです。

令和五年度の当初予算に、西田第二団地解体工事設計業務委託料などそのほか盛り込まれ、いよいよ解体に向けて動き出すようですが、では、その中にある小学校通り町内会が利用している集会施設はどうなるのか質問いたします。特に小学校通り町内会は新興住宅地、つまりは若い世帯がどんどん増えて勢いがありますし、西田町内会からは欲しいという要望も聞いております。両町内会の今後の計画について、集会施設の今後の計画について町の考えをお聞きします。

次に、二の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてです。

この改革で、文科省からは令和五年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動を望まない教師が休日の部活動に従事しないことが示されています。この大改革に保護者は非常に強い関心を持っており、そろそろ何かしら町からのアナウンスが正直欲しいところです。

イとして、藤崎町における部活動地域移行の現状と進捗状況についてお聞きします。

ロとして、児童生徒の健全な育成を第一に進めるための町の方針についてお聞きします。

次に、三、学校教育についてです。といいましても不登校についてです。

子供に働き方改革があってはなりません、逆に。昔からいいます、よく遊びよく学べ。これが子供たちの健全たる性分であるはずが、報道によりますと近年の全国的な不登校児童生徒の人数は異常な増え方でございます。私にはコロナ禍が影響しているとはしか思えない推移です。

そこで、イの不登校児童生徒の現状についての（一）として、少子化に反して全国的に不登校児童生徒が増えている現状をどのように考えているか、お聞きします。

（二）として、町の不登校児童生徒数の推移についてお聞きします。

（三）として、町の不登校児童生徒が増えている要因をどのように分析しているか、お聞きします。

（四）として、不登校の要因は多様で複雑だが、現状どのような体制でどのようなサポートを行っているのか。

以上、現状についてお答え願います。

私は、PTA、教育委員と家庭内外で教育に携わってきましたので、この事実を目の当たりにしてきました。心配はするものの、私自身どうすることもできず手をこまねいていました。よくうちに遊びに来ていた子が不登校になったときは落ち込みました。私は、問題提起するためだけに質問するわけではありません。ロの不登校対策として、異次元の対応で、ここは総理の言葉を拝借しました。異次元の対応できめ細やかに取り組むことについて共に今動くべきであると確固たる思いでここに立ちました。

（一）として、未然防止や初期対応が重要と考えるが、現状取り組んでいるかお聞きします。

（二）として、包括的に不登校に対応するために教育委員会が中心となり、学校や家庭との連携をさらに深める新たな体制を構築するなど、異次元の対応できめ細やかに取り組むことが必要ではないかと提言しますが、町の考えをお答え願います。

以上、壇上からの私の質問とさせていただきます。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

石澤貴幸議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、小学校通り及び西田両町内会の集会施設についての、イの老朽化した西田住宅を取り壊す計画があるが、集会施設の今後の計画についてお答えいたします。

西田第二団地及び団地内の集会施設は老朽化が進んでおり、今後取り壊す計画となっております。本集会施設については、常盤小学校通り町内会が会議、行事等の目的で町内会活動の拠点として利用してきました。最近では、住宅用地の造成等が進み、町内会に加入する世帯が増加しているところであり、集会施設の必要性もさらに増してきていると考えております。一方で、隣接する西田町内会においては、これまで集会施設がない状況にありまし 19 たので、今後は、この両町内会にご意見をお聞きしながら集会施設の在り方や地域のコミュニティー強化、整備等に向けた計画を前向きに、そしてスピーディーに検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についての、イの藤崎町における部活動地域移行の現状と進捗状況についてと、ロの児童生徒の健全な育成を第一に進めるための町の方針については、関連がございますので一括してお答えいたします。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革については、昨年十一月、スポーツ庁及び文化庁の連名により学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示され、これを受けた形で県教育庁スポーツ健康課が同じく昨年十一月に県内の市町村担当者会議を対象とした説明会を開催したものでございます。このような動きを

受け、町教育委員会でも地域部活動の在り方について検討を行っており、なるべく早い時期に教育委員会や学校、地域の方々からなる協議会などを立ち上げ、藤崎町の地域部活動の在り方について議論を深め、実現していかなければならないと考えている現状であります。しかしながら、学校を離れた地域部活動となった場合、公益財団法人中学校体育連盟、いわゆる中体連に学校ではなく町のチーム、あるいはクラブチームの参加が可能かどうかについては、今現在、明確な基準が示されておられません。中体連参加の可否が不透明な現状では、まだまだ学校を中心とした活動にならざるを得ないと考えているところでもあります。また、地域部活動に移行した際は町で運営する部活動となることから、町の宝である子供たちをどのように育成していくか、その方針を明確にし、各種目において実践していくことが必要であると考えておりますが、その内容につきましても、先ほど申し上げた協議会などで議論を深め、形にしてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、学校教育についての、イの不登校児童生徒の現状についての少子化に反して全国的に不登校児童生徒が増えている現状をどのように考えているかについてお答えいたします。

文部科学省によりますと、病気や経済的理由以外で欠席が三十日以上続いている状況を不登校と定義しており、同省が昨年十月に発表した令和三年度児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査によりますと、小中学校の不登校数は二十四万四千九百四十人であり、昨年度から四万人余り、率にして二十四・九%の増と、初めて二十万人を超えたものとなっているところでもあります。この数字は衝撃的であり、日本の未来、そしてそれを担う子供たちの健全な成長を考えたとき、不登校問題は国全体が解決に向けて努力すべき喫緊の課題であると認識しているところでもあります。

次に、町の不登校児童生徒数の推移についてであります。国が公表している不登校児童生徒数は県単位であり、市町村ごとの数値については公表していません。個々の市町村における不登校児童生徒数の発表は、児童生徒や保護者

ばかりでなく社会全体に及ぼす影響を考えた場合、慎重にならざるを得ないことから、この場での町の不登校児童生徒数の公表は差し控えさせていただきますが、直近三年間では国の傾向と同様に増加傾向となっているのが現状でございます。

次に、町の不登校児童生徒が増えている要因をどのように分析しているかと、不登校の要因は多様で複雑だが、現状どのような体制で、どのようなサポートを行っているのかと、口の不登校対策について、異次元の対応についてきめ細やかに取り組むことについての未然防止や初期対応が重要と考えるが、現状取り組んでいるかと、包括的に不登校に対応するために、教育委員会が中心となり、学校や家庭との連携をさらに深める新たな体制を構築するなど、異次元の対応できめ細やかに取り組むことが必要ではないかについては、関連がございますので一括してお答えいたします。

議員ご指摘のように、不登校の要因は多様で複雑でございます。子供同士の関係に起因していることもあれば、家庭環境にその原因がある場合、また、その両方が絡んでいる場合、心身に何らかの障害を抱えている場合など、不登校児童生徒が十人いれば十通りの要因がございます。そのため、一概に何が増加の要因かと申し上げることはできません。不登校児童生徒の対応は学校が中心となって行っておりますが、児童生徒との連絡や家庭訪問、スクールカウンセラーとの連携により対応しているほか、教職員一人一人の対応力の向上を図るため、県総合学校教育センター教育相談課から指導主事を招いての研修会を開催している学校もございます。

また、教育委員会といたしましては、指導主事が配置されていないため教職員の直接的な指導や助言は実施しておりませんが、学務課においては、弘前大学医学部心理支援学科教授による教育相談を開設し、不登校等に悩む保護者に対して医学的見地からのアドバイスを実施したり、同じく弘前大学教育学部学校教育講座助教によるアンケート調査により子供と保護者の意識の違いなどを導き出し、その結果を学校にフィードバックすることで不登校や問題行動の防止、あるいは早期解決につながるよう事業を実施しているものでございます。

さらに、生涯学習課におきましても、子育てに関わる相談窓口を設置しており、この窓口の相談を契機に、病院、学校、学務課、生涯学習課、福祉などが一体となってケース会議を開催して不登校の解決に向けて対応している例もございます。

このほか様々な理由で学校へ行けない児童生徒のために、教育長が生涯学習文化会館内に適応教室を開設しており、本年も数人が活用しているところでございます。ただ、教育長自身、公務多忙のため、公務によりやむなく休校としなければならないことも少なからずございます。議員のおっしゃる異次元の対応とはどのようなものなのか、その意図するところは諮りかねますが、町といたしましては、教育委員会を中心として現在できる限りの方法で不登校児童生徒の減少に取り組んでいるところでございます。

以上、石澤議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、一番石澤貴幸議員に再質問を許します。一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

では、まずは小学校通り及び西田両町内会の集会施設について再質問させていただきます。

答弁では、西田第二団地及び団地内の集会施設も今後取り壊す計画であるとのことでした。では、今後とは実際にはいつ取り壊す予定なのでしょうか。順当にいくと設計業務委託した次年度だと想像できますが、はっきりとお答えできますでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

第二西田団地の解体工事に関しましては、令和五年度に調査設計を行い、解体工事は令和六年度から実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

順当に進むようですね。であれば、集会施設がない状態が長引くことは望んでいませんし、その間はコミュニティーセンターを利用するにしても、常盤コミュニティー協議会には六つの町内会がありまして、ひしめくことが想像できます。答弁では、集会施設の在り方や整備等に向けた計画を検討していくようですが、早めに計画準備を進めてほしいところです。となれば、まずは場所、まず土地がなくては計画も立てられません。検討している候補としているところがありますか。お答え願います。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

町の保有する土地も含め両町内会の意見を聞きながら、あと場所の選定を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

はっきりとした答えはもらえなかったようで。でも、確かに両町内会への要望調査、聞き取りは大事なことです。今度からこうしますと一方的に決めるのではなく、利用者、町民の意見をきちんと聞く、これもまたナンバーワン藤崎町のその一つですね。ぜひとも、なるだけ要望をかなえながら、速やかな計画とできるだけ早い完工を要望して集会施設についての再質問は終わります。答弁は要りません。

次の二の部活動の地域移行についてですが、答弁から察するに、町だけではなく中体連や文化的な各団体も今後の在り方、方針を決め悩んでいる状態のようです。私から言わせてもらえば、甲子園の強豪校だって、もはや全国から集まってどこの県の代表か分からないこの時代に、名前を挙げれば青森山田中学も全国から有望な選手を集めているこの時代に、地元の地域の中学生が集まるクラブチームをどうするかなんて、これはくだらない議論だと私は声を大にして言いたい。仮に特定のクラブチームに近隣から人気が集まる傾向となったとしても、青森山田がしていることと何も変わらないと私は思います。これ、悪意はございません。

まずは主催団体が方針をはっきりと示してくれないと、これでは協議会を立ち上げて、開いても何も決めることができないわけです。やきもきしている保護者と裏腹に各主催団体のスローペースには不満が募ります。改革元である文科省なり、スポーツ庁なり、びしっと方針を示すべきです。前回質問したマイナンバーカードもそうです。国からは、ああせ、こうせと重圧をかけてくるが将来の展望は示さない。またかと私は首をかしげてしまいます。（「そうだ、そうだ」の声あり）これは余談でしたが、「そうだ」はありがとうございます。

話をこの議場に戻します。

現時点では、何を質問しても答えは得られないようですので、部活動の地域移行についての再質問はいたしません、協議会を組織して、これから意見を吸い上げながら進めるとのことでしたので、どうか部活動の本質は子供たちの心身の健全な育成にありますので、今後も子供たちを第一に進めてくださるよう要望して終わります。メディアの皆さんも、ペンを置いたことでしょう。何も得られませんでした。

では最後、三の不登校に関する再質問をさせていただきます。

全国的に不登校児童生徒が増えている現状をどのように考えているかに対しての答弁の最後に、不登校問題は国全体が解決に向けて努力すべき課題であるとの認識で締めくくりましたが、それでは現在国または県では、この問題に対してどのような方針、指導をしていますでしょうか。お願いします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

先ほどの、いわゆる地域クラブ活動についての、いわゆる答弁は要りませんと言うけれども、俺は理事者として、やっぱりきっちり考え方を伝えるべく、必要だとそう思ってますので（「そうだ、そうだ」の声あり）お答え、お答えというよりもお話しさせてください。

文武両道と我々小さいときから言われてまして、非常に子供たちは、私や相馬議員なんか小さいときはちょっと悪いことあれば先生に呼ばれてよくたたかれたものです。これは、たたかれてね。それは、やっぱり愛情の印だと思うんですよ。ただ、今現状では、少しでも言葉のきつさや手を上げたらもうパワハラということで、保護者が学校でなく真っすぐ町の教育委員会とか、あるいは県の教育委員会、ちょっと私は異常な過敏な対応を取ってるのも今の親かなとそう思っております。子供の教育というのは、基本的には家庭であると私はそう信じてます。学業等、あるいは部活動等は

学校地域となっていくと、そう思っております。そういう意味において、文科省が、いわゆる学校の教職員からその運動をひっくるめた部活動の指導をちょっと忙しいということでだんだんだんだん先生のその教育範囲の中から削さってくる、私はそこに非常に腹立ってます。やっぱり人間形成というのは、教育の中で、勉強はもちろんのこと、スポーツ、文化活動、これが三本柱だとそう思っておりますので、これは、いつの時代も子供たちの教育は家庭が基本、そして学校、地域と連携するというのが基本だと思いますので、ちょっと私は、マスメディアもいますけれども、こと親のつながりが非常に希薄化してきている、そして、現状でしっかり子供を指導できない親がだんだん増えてきた、そういう中にやっぱり一番の不登校の要因があると、そう思っております。

ただ、現状では増えてきてますので、最初の時期に不登校の察知をしたら、教育委員会、学校、保護者、この連携が最初の時期にうまくいかないと、だんだんだんだん登校するのが遠ざかっていくということでございますので、教育長には非常に、ちょっと何日か休みましたけれども、ちょっと負荷をかけますけれども、やっぱり教育長、教育委員会、そして学校長、教職員がやはりもっともっと踏み込んだ形での不登校を回避するための活動をもっともっと深く入っていかねばならないと、そう思っておりますので羽賀教育長及び教育委員会には期待するところでございます。

あとは教育長、学務課の課長に答弁を譲ります。

○議長（小野 稔君）

教育長。

○教育長（羽賀義易君）

町長からも考え方、今ありました。地域部活動に関して、ここではっきり申し上げておきたいことは、文科省、あるいはスポーツ庁等で話をしてるのは、休日における地域部活動という方向で話が進んできています。ただ、私は休日だけを外部指導者に委ねるといことは、子供たちに逆に不安や不満を与えることにつながるだろうと考えているところ

です。よって、町として地域部活動に移行する際には、平日も含めての活動という方向で考えています。

この後のことなのですが、今月末に町長主催で総合教育会議が予定されています。そこで、この地域部活動に関して町としてのきちっとした方向性を出し、それを受ける形で早い時期に協議会を立ち上げ詰めていきたいと考えているところです。

もう一つ私思っているところは、藤崎町の地域部活動、強い部活動をつくろうとは思ってません。学校で一生懸命勉強し、さらに自分の好きなもの、スポーツであれ、文化活動であれ、好きなことを放課後活動できる場、それが健全育成につながるものだと考えています。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

町長、教育長、ありがとうございます。メディアの皆さん、メモリましたでしょうか。物すごい収穫がありました。本当にありがとうございます。

教育長は、移行する際には平日を含めての活動を考えていると。すばらしい。もう、ぜひお願いします。やはり、おっしゃったとおり、平日と休日、指導者が違うとやっぱり子供たちも不安になりますし、また、それによって先生との指導が違えば、またそこに問題が生じたり、やはり一貫しての指導は望ましいですし、それがやっぱり子供たちの健全な育成にもつながると思いますし、本当にその考え方をぜひとも形にして進めていただきたいと、そう要望して終わります。議長、どうやって話を戻せばいいですかね。

では、もう一度聞きます。

○議長（小野 稔君）

石澤議員、不登校についての再質問はいいですか。

○一番（石澤貴幸君）

私が再質問した、現在国または県ではこの問題に対して、どのような方針指導をしていますかをもう一度質問します。

○議長（小野 稔君）

これ、学務課長よろしいですか。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

国の対応でございますけれども、平成二十八年十二月に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、これを定めまして、これが不登校児童生徒への支援について初めて体系的に定めたものとなっております。これを受けるような形で令和三年九月に不登校に関する調査研究協力者会議を設置するなどして地方自治体、県や市町村に教育支援センターの整備やICTの活用、あるいはスクールカウンセラーなどの関連機関との連携による教育支援体制の充実を図るようということ国から通知しているものでございます。

これを受けるような形になろうかと思いますが、県の対応としましては青森県総合学校教育センターに心の教育相談センターを設置しておりまして、本人や保護者、あるいは教職員の支援のための面接相談や適応教室等を開催するなどして社会的自立支援や学校への復帰のための支援を行っているものでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

分かりました。それに関しては今また次に触れますが、まず町の不登校児童生徒の推移について聞いたところ、私も学校別はさすがにこの場では無理だと思い町の総人数を質問したのですが、それも公表できないということでした。でも、町も増加傾向だということは確認できました。公表できないのであれば仕方ないです。

今、先ほどの質問に答えてくださったことに関連しますが、あと答弁の中にもありましたスクールカウンセラー、またその相談窓口など、確かに「はい、この日、来校しますよ」のお知らせプリントが配られていたのを覚えています。不登校に限らず、その他様々な悩み相談も対象としていますが、そういった相談窓口、その制度を不登校児童生徒の保護者はどれくらい利用していますか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

スクールカウンセラーの相談ということですが、不登校の児童生徒、あるいは保護者がそのまま相談したということではございませんが、それに関わる相談ということでの数であれば、令和三年度の実績になりますけれども、スクールカウンセラー自体が藤崎町の学校を訪問した回数が二百五回ございます。そのうち不登校に関わる相談が二十四件ということになってございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

私は、不登校の保護者を分母に相談した保護者を分子に、その割合を知りたかったんですが、データがないのであれ

ばいいです。とにかく私が言いたいことは、相談したい方は申し込んでくださいとか、相談窓口がありますから来てくださいとか、受け身だけでは不登校が減らないのはもはや現実であります。指導主事の存在にも言及していましたが、確かに教職員への指導、助言も大事だと思います。が、しかし、やはりそれは今までの対応の範疇であり、この非常事態への効果は、私は期待できないと思っております。通告にも書きましたが、未然防止や初期対応が非常に重要だという考えから先ほど町長もおっしゃいました。私も考えは同じです。このような受動的な対応ではなく、これからはこちらから出向く、町長がおっしゃったように、こちらから出向く能動的な対応にチェンジしていく、それが私の考える異次元の対応です。町長に先に言われましたがこちらから出向いて、十人十色の理由があるのなら十色をはっきりさせて個別な対応をしていく、重症化する前に未然に防ぐとなると、やはりこれができるのは専門の知識があり個別対応に動くことができる、まさにプロが必要不可欠であると私は考えます。このような方がいれば、多忙な教育長が開いている適応教室も穴が空きませんし、どうでしょうか。検討してみてもいいでしょうか。教育長でも町長でもいいです。ご意見を伺います。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

教育のことですので、教育長から後ほど聞いてください。私の思いをちょっとお話しさせていただきます。

全体的に見ますと増えてる実数は出せませんが、学校でいうと常盤小学校、明德中学校が不登校が多いということで、入学式、卒業式のたびに学校長と、私は一番先に行って校長室で膝を交えてその話をしているところでございます。もちろん学校側も十分細心の注意を払いながら、その保護者との面談とか熱っぽく私はやってくれてると、そう思っております。小学校、中学校に入る前の幼児、例えば保育所に行っているときからちょっと甘やかすとそういう延

長でなる可能性も私はあるというような危惧をしています。実際、私の孫も最近親に非常に、今四歳になる同居している孫が甘えて週一回か二回ぐらい、これ不登校にはなりませんけれども、家族がいるときは甘えて保育所に行かないというのが実情でございます。

ですから、そういうのも加味した形で教育委員会、そしてまた幼児の話のところは住民課も関わってきますので、総合的にやっぱり未然防止を防ぐためには、その予知をすることができて、すぐまたその辺の話を親御さんと話ができるような体制づくり、これは石澤議員がおっしゃったように私は必要不可欠なものと、そう思っておりますので、来年度の人事に教育委員会にそれを置くか、あるいは生涯学習課にそれを置くか、十分教育長と相談しながら対応を図ってきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

教育長。

○教育長（羽賀義易君）

不登校対策ですが、私が前武田教育長から引継ぎを受けたときに最大の我が町の教育課題は不登校問題だと言われました。それから、常に不登校対策をどうすればいいのかということを考えています。不登校対策というのは、大きく二つの柱があると考えています。

一つは不登校生を出さないこと。これが最も積極的な不登校対策だと考えています。この部分は、校長会を通じて学校現場と緊密に連携を取りながら進めていきたいと考えているところですが、二つ目の柱は不登校になってしまった子供、あるいは保護者にどのように対応するかという部分。この部分は、国も県も我が町も、いわゆるスクールカウンセラーだとかスクールソーシャルワーカー、あるいは適応教室等、対応しているところではありますが、それらは相談者が議員おっしゃるように来なければなかなか対応できない。議員のおっしゃった能動的なという部分、ここもまたすごく

難しいところで、あまりこちらから訪問したり働きかけをし過ぎると、逆に子供、あるいは保護者を追い込んでしまったり、負担に思ったり、心を閉ざしてしまったり、その部分が非常に難しいと考えているところです。そのためにはやはり、ある程度の知識だとか経験だとかを有する人材というものが必要になってくる、そういう方を、町長先ほど人事配置等のこともお話しされてましたけれども、教育に関する専門家を相談員として雇用するということも考えられますが、その部分はやはり財政とも慎重に相談しながら検討していかなければならない点だと考えているところです。

本当に議員をはじめ町民の皆様には不登校に関してご心配をかけているところですが、今現在、教育委員会としてできる限りのことはやっていると思っています。結果はまだ表れておりませんが、いろいろご指導、ご鞭撻いただければと思います。

以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

町長、教育長ありがとうございます。

町長からは、宣言とも取れる非常に前向きな答弁をいただきました。ぜひとも実現に向けてよろしく願いします。私も、これは追って注視していきますので、ぜひともよろしく願いいたします。

一つ。仮に、新しくそのようなプロの方を雇ったとして懸念することがございます。その方に任せっきりになることです。そうではなく、その方を先頭に教育委員会が組織として動き、よりきめ細やかに取り組むことを望み、これを伝えて、これで私の一般質問を終わります。本当に、本日はありがとうございます。

○議長（小野 稔君）

これで一番石澤貴幸議員の一般質問は終了しました。

次に、五番奈良完治議員に一般質問を許します。五番奈良完治議員。

〔五番 奈良完治君 登壇〕

○五番（奈良完治君）

おはようございます。お昼前、少々眠くなるどころ申し訳ないですけれども進めさせていただきます。

議席番号五番奈良完治です。二〇二三年、令和五年第一回定例会での町政に対する今年最初の一般質問をさせていただきます。

さて、令和四年第四回定例会が閉会して三か月、この間、話題になったものとして、昨年からの新型コロナウイルスのオミクロン株の世界的な拡散、流行が終えんに向かっているという喜ばしい今現在、今回こそは抑え込めるのではないかと期待しているところです。世界的、また国内的にも集団免疫をかなり獲得できたのではないのでしょうか。コロナ禍で傷ついた社会をいかに早く復旧、再生していくのか、効果的な施策を国に求めたいと思っています。

そしてもう一つは、ロシアによるウクライナ侵攻です。昨年二月二十四日に始まり、はや一年余りを費やし膠着状態に陥り大消耗戦のていをなしているような状況に思えます。ロシアにしてみれば、北、東、南より進行し電撃戦を展開し、短期間にかいらい政権を誕生させ、ウクライナを従属国家にする腹づもりが外れ、今はドンバス地方で、侵攻の幕引きを図りたいというのが本音ではないのでしょうか。幾ら西側諸国が武器の供与を続けているとはいえ、NATO諸国が恐れるロシア陸軍の機甲師団と互角、またそれ以上の戦いを続けている国を守るという兵士、国民には頭が下がる思いです。今現在、日本が同じような状況に陥り戦い続けることができるか、アメリカからの援軍が来るまで戦い続けることができるのか、答えはノーのように思います。せいぜい侵略軍に対し銃を持たず、憲法を片手に持って侵略反対と大きな声を張り上げることしかできないように思います。笑い話のようですが、憲法第九条が国を守ってくれ

ると信じてる人は本気でそう思っているのでしょうかから、ぜひやっていただきたいと思っている次第です。中国、インドなど大国は、ロシアを直接的ではないにしろ支持している現状、いろいろな腹づもりは各国にあるでしょうが、それが現実の世界なのです。いつまでも七十八年前に敗れたことに足を引きずられ、思想もそのままの方々に国民にとって、国にとってよいことなのか悪いことなのか、改憲議論に積極的に参画してほしいと思っています。

また、もう一つの問題。二月十一日付の東奥日報に国の借金一千二百五十六兆円、令和三年度末時点で一千二百五十六兆九千九百九十二億円との財務省発表がありました。これは単純計算で赤ちゃんから高齢者まで国民一人当たり約一千七百万円の借金を抱えていることになり、我が家では約七千四十九万円を抱えていることになっているはずですが。原因は、ここ二、三年では新型コロナ対策と社会保障費の増加といった歳出拡大に税収の伸びが追いついていかない結果のようです。この問題も何十年も前から指摘されてきた事項であり、国会議員は政権を失うことを恐れ、国民に不人気な増税を打ち出せず、また、社会保障も同じく先送り政策がこれほどの財政悪化を招いてしまっているのではないのでしょうか。これも本音で議論し、増税を恐れることなく国民に理解していただくことに力を注いでくれるように要望するものです。先送り主義は今すぐやめて将来に向けて今いる人たちができることをする、そういう原点に立ち返った施策を再度要望するものです。全ての災いが孫やひ孫それ以上に類が及ばないように、今いる人たちが解決に向けて行動を起こす時期と私は思っています。みんなで努力しましょう。

さて、私たちの子、孫などにとって、今現在、また将来に向けた重要な令和五年度藤崎町一般会計予算についてお尋ねいたします。

以前の一般質問で、町長は全ての項目が町民にとって大事であり重要政策を選ぶのは難しいとのお答えをいただいた記憶があります。私も同様に思っています。が、今回は令和五年という節目の年であり、また、今は亡き武田 登教育長が尽力された弘前実業高等学校藤崎校舎跡地での本格的な事業開始の年でもあり、今回再度、町長の思いをお尋ねした

いと思います。

そしてもう一つは、十年間で二度、大震災を被った白子真那板地区の災害復旧と、これからの対策についてお尋ねします。

一つ目は、令和四年八月豪雨災害での園地、植樹、改植などの復旧状況について。

二つ目に、今回も流出した管理道路、地元では小堤防と呼ばれている、この管理道路の復旧について。

三つ目は、県では真那板地区の園主さん、弘前地区も板柳地区もあったようですが、園主の皆さんから今後の移動改植に係る意向調査を実施したようですが、その内容と結果について。

四つ目は、そのデータ分析で見えてきた園主さんたちの思いと、町としての支援について。

以上のことをお尋ねいたしまして、私の壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

奈良完治議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、行政運営についての伊の令和四年度予算についての新年度予算における町長の思いと具体的な施策についてお答えいたします。

令和五年度当初予算の編成に当たっては、地方交付税の減額が見込まれることに加え、光熱水費などの高騰による公共施設の維持管理費の増など厳しい財政状況にあり、また、新型コロナウイルス感染症がいまだに収束していない現状ではありますが、まずは地域交流とにぎわいの回復に重点を置き、夏まつりのねふた製作及び各種催しやイベントを通じ

た地域の活性化施策を実施していきたいと思っております。

昨年の十一月の三年ぶりの開催された秋まつりは、心配されましたが各団体多くの町民の参画により、素晴らしいにぎわいがありました。また、地域活力のために必要な人口減少・定住対策として、ふじさき移住すまいづくり支援金や新生児聴覚検査助成の新設などによる出産・育児サポート事業、各種健診の充実による健康づくり事業を推進するほか、国の補正予算も活用しながら明德中学校の長寿命化にも適切に対応し、教育環境の充実を図るなど、住んでみたい、あるいは住んで満足していただける、人に優しいまちづくりに努めてまいります。

さらには藤崎町の成長戦略でもある地方創生事業として、旧弘前実業高等学校藤崎校舎の利活用を通じた新たなしごとづくりのための事業を展開するほか、基幹産業である農業振興についても、昨年八月の大雨による被災農家への支援を継続しつつ、担い手農家や新規就農者の育成、りんごふじ条例に関する各種支援策にも予算を配分しているところであります。

令和五年度に実施する新規継続の各事業については、提案理由等でも具体的に説明しているところでございますが、ハード、ソフト両面での事業を積極的に展開し、町民とともに幸せを共有できるまちづくりのために邁進していく所存であります。

次に、農業災害対策についての、イの白子真那板地区の災害復旧と対策についての令和四年八月豪雨災害での園地、植樹、改植等の復旧状況についてお答えいたします。

被災園地を復旧させるための町の支援につきましては、被災りんご園薬剤費緊急助成事業について五十一名の農家に対し二千二百九十八万五千円の補助金を交付したところであります。

また、追加の支援策といたしまして、二月二十日現在、生産資材の購入費の一部助成について十一名に対し十七万四千四百円、浸水・土砂流入等により故障した農業用機械の修繕、または再取得費用の一部助成について十一名に対し五

十二万二千七百円、損壊した農業用施設の修繕、または再取得の費用の一部を助成する事業については二名に対し二十一万六千六百円の補助金を交付する予定であります。

なお、国の事業を活用した被災園地の植樹、改植等の復旧については令和五年度から予定されております。

次に、流出した管理道路（小堤防）の復旧状況についてであります。復旧状況について管理用道路を所管する国土交通省、青森河川国道事務所に確認したところ、春先の雪解けによる出水等を考慮し、二月四日までに管理道の高さなど基本的な部分において現況復旧は完了していることとあります。しかしながら、工事が冬期間であったため最終的な整地等の作業が残っており、雪解け後に再度現地を確認した後、実施する予定であると回答を得ているところであります。

次に、県では真名板地区の園主さんから今後の移動改植に係る意向調査を実施したようですが、その内容と結果についてと、データ分析で見えてきた園主さんたちの思いと町の支援については、関連がございますので一括してお答えいたします。

意向調査の内容と結果につきましては、今後の営農に関する内容となっており、三十%以上の被害を受けた園主五十一人に調査票を送付し、二十三件の回答を得たところであります。

大雨の被害を受けて、新植や改植を希望するかの質問に、希望するが十二件、希望しないが十一件の回答であり、新たな園地の確保を希望している園主に対しての質問では、売買を希望するが三件、貸借を希望するが一件、どちらでもよいが二件という回答がありました。新たな園地の確保に関連して、その園地に求める条件の質問では、水害がない園地を希望するが一件、現在営農している農地の周辺を希望するが三件という回答がありました。

以上の意向調査の内容を踏まえ、新たな園地を求めていると回答した園主につきましては、県の担当者を交えた面談では、被害に遭った地域の園地について、国や県に買い取ってもらいたいという意見を園主から得ております。また、

今後水害が発生する可能性があることから、できれば現在の園地の付近で営農を継続したいという意見や、今回被害に遭った園地を買い取ってもらえれば、その資金を新たな園地の取得に充てることができるとの意見も聞かれたところでもあるようです。

町では、このような意見を踏まえ、今後の災害の発生に備え、共済保険等への加入の促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、奈良議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

昼食のため休憩します。再開時刻は午後一時といたします。

休 憩 午前十一時四十九分

---

再 開 午後0時五十八分

○議長（小野 稔君）

一時までまだ少し時間ありますけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより五番奈良完治議員に再質問を許します。五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

それでは再質させていただきます。

平成五年度当初予算編成に当たっては、「令和」の声あり）令和五年度に当たっては、地方交付税の減額、光熱費などの高騰による維持管理費の増など厳しい財政状況にあることは私たち議員も同様に思っています。その中で、町民

への行政サービスの低下を招かず、なお一層の向上と将来を見据えた予算編成、大変な作業だったことは誰しもが認めるところではないでしょうか。中でも、ふじさき移住すまいづくり支援金、新生児への出産育児サポート事業、各種健診、明德中学校の長寿命化事業、旧弘前実業高等学校藤崎校舎の利活用事業、その他農業振興、昨年八月の大雨災害の被災農家への支援など、多岐にわたるハード、ソフト両面での事業展開、町長をはじめとする理事者、そして役場の職員の方々に、ウクライナ紛争での物資の高騰など予測しづらい中よくやったと、ご苦労さまでしたとエールを送るものであります。

さて、そのように多岐にわたる重点事業全てを質問することはできませんが、二点に絞り再質問をさせていただきます。

一つ目は、ふじさき移住すまいづくり支援事業についてです。

本年度予算にも、前年度と同じく一千五百万円計上されています。実績は毎年お聞きしていますが、私自身、令和四年までの総実績が把握できないのが現状です。そこでお願いいたします。この事業の始まりの年と始まってからの令和四年度末までの年度ごとの実績をお尋ねいたします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

移住支援金につきましては、平成二十九年度から事業を実施してございます。藤崎町若者住まいづくり支援金としまして、新築住宅と土地の取得で最大八十万円を支給する事業として実施しております。平成二十九年度は支給件数が二十三件で支給総額は一千七百二十万円、平成三十年度は件数が二十一件で総額は一千五百万円、令和元年度は件数が二

十件で総額が一千四百八十万円、令和二年度からは中古住宅の取得も支給対象としてございます。こちらの件数が十五件で総額が一千七十万円、それから令和三年度は件数が二十八件で総額が二千二百二十万円となっております。また、今年度からは、ふじさき移住すまいづくり支援金としまして、年齢制限の撤廃ですとか世帯要件を緩和いたしましたことから、令和五年三月一日現在で件数が三十六件と、また総額が一千八百万円となっております。支給件数が大きく伸びている現状でございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

私の足し算が間違いなければ、これまでに、令和四年度を除くと百七件ぐらいかなということになってます。これだけの実績を残しているわけですので、このふじさき移住すまいづくり支援金事業はぜひ続けていくべきだと思っております。

そこで一つお尋ねいたします。事業費の財源内容を、内訳をお知らせいただきます。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えをいたします。

平成二十九年度から元年度までについては一般財源を充当ということですが、令和二年度については一部ふるさと納税を活用しています。この額が一千万円、令和三年度が二千三十万円を充当しているというところでございます。令和四年度に関しては現在も進行中でございますが、予算上では二千二百五十万円を充当していると、実績では今現在一千

八百万円ですので、不用額になれば基金に戻すということでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

これは町長に今お答えいただきたいんですけども、先ほども申しましたが、これほどの実績ある事業です。このふじさき移住すまいづくり支援金事業、町として継続的に続けていくことをお願いしたいんですけども、町長のご意見を伺います。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

藤崎は昔からの交通の要所として、いわゆる住宅を建てる場合は非常に環境的に恵まれた我が町であります。この地域の分捕り合戦という言い方は悪いんですが、やっぱり人口の目減り、一般的に、亡くなる方、あるいは生まれてくる人、そこだけで自然減で一年間に百二十人から百三十人あります。何も講じなければ、恐らく十年後、二十年後、この町の人口は一万人ぐらいまで落ち込むのかなという予想も立てられるわけでございます。そういう中で、少しの、いわゆる利点、交付金とか助成金とかをうまく活用して、ここの藤崎町に住所を構えて、若い人から家族ぐるみの、あるいは年配の方も使い勝手が悪いと議員のご指摘もありましたので、年配の方も移住には該当するというようなそういう緩やかな交付金規定も、ちょっと新しく経営戦略で回答を出しましたので財政許す限り、この事業は実施、継続していきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

町長には、その辺のところよろしくお願いいたします。

それでは、この二つ目の旧弘前実業高等学校藤崎校舎の利活用について質問させていただきます。

町として成長戦略であり、地方創生事業と捉えるとともに藤崎町農産物拠点づくり事業、つまり食彩テラス建設、営業仕事とは少し趣がかなり違うと思いますので質問させていただきます。

指定管理者指定スケジュール（案）を見ると、令和五年四月下旬に応募を締め切り、令和五年六月議会にて指定管理者候補者の選定の報告がなされるようですが、選定に当たり、私は一番重要なのは業務完遂能力の有無と思っています。一般的な指名では、経営診断事項、使用する免許の有無などが重視され、過去の実績はあまり評価が高くないと思っています。つまり、書類上で実績のない業者も落札する場合も往々にしてあります。担当課として、この業務完遂能力の力量、この辺に関して、契約に際しこの辺をどのように考えているのかをお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

旧藤崎校舎の指定管理候補者につきましては、先般の議員全員協議会でご説明しましたように公募により選定することを想定してございます。旧藤崎校舎の二階及び三階では、農福連携によりキノコ栽培を行うということでございますので、そのような実績がある事業者が適任であると思いますが、実績がない事業者でも来年度にはキノコ栽培の研修を

一定期間行っていただくこととしており、キノコ栽培を始める前に様々なオペレーションの構築を行うこととしてございます。また、町の農福連携アドバイザーを務めていただいております大鰐町の阿闍羅会さんも農福連携でキノコ栽培を実際に行っております。そちらのノウハウもいただきながら事業開始に向けて準備していきたいと考えております。いずれにしましても、指定管理候補者の選定は事業を着実に遂行できる能力を見極めるなど、様々な角度から慎重に選定を行うものとしてございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

十二分に注意して、とにかくできなかつたとかいう失敗だけはないようによろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、この旧藤崎校舎屋内ファームなど指定管理者と町としての業務分担及び経費分担はどのように計画されているのかをお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

旧藤崎校舎の管理運営につきましては、二階、三階で農福連携によりキノコ栽培を行う事業者が一階の展示室、加工室などの公共的なエリアも併せて施設を一体的に管理することが効率的であると考えております。そのようなことから、二階、三階の屋内ファームにつきましては、基本的にキノコ栽培による売上げ収入がありますので、その収入により施

設の維持管理費を賄っていただくこととなりますが、農福連携コーディネーターの育成や障害者の農業体験、就農希望者の農業研修など、農福連携の推進やチャレンジ就労の促進に必要な経費につきましては、地方創生推進交付金を活用しまして、町からの指定管理料または業務委託料として支出しまして事業を行っていただくことを想定してございます。

また、一階の展示室や食品加工室などの公共的なエリアの管理運営につきましては、食品加工室などの利用者からは一部利用料を徴収する予定でございますが、光熱水費、清掃費など施設の維持管理に必要な経費を利用料だけでは賄い切れないことから、基本的には町から指定管理料をお出しして施設を管理運営することを想定してございます。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

最初が肝心、計画が当然そういうふうになってると聞いて今安心しましたので、どっちで持つとかダブルでこう、何ていうんですか、無駄な経費をかけないようにお願いします。

この質問の最後にはなるんですけども、この六月議会の議員全員議会終了後、指定管理者候補者と覚書及びキノコ栽培研修業務契約を結ぶと。指定管理者候補者としてキノコ栽培研修事業開始とあるが、その内容について。例えば、時期、規模、場所などについて分かる限りでよろしいのでお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

指定管理候補者に行っていただくキノコ栽培の研修でございますが、時期や期間、内容につきましては、今後、詳細に検討させていただきたいと思っておりますが、基本的には、夏場はキクラゲ、冬場はシイタケの栽培研修を五所川原市金木町のひらかわファームさんで一定期間実施し、一年を通じたキノコ栽培のオペレーションを構築したいと考えております。また、大鰐町の阿闍羅会さんでも施設がございますので、障害者の方の作業手順などを学ぶための研修を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

ぜひ、よろしく申し上げます。

それでは、農業災害対策の質問に移らせていただきます。

この災害復旧と対策については、五十一名の方に被災リンゴ園薬剤費緊急助成約二千三百万円、生産資材購入では十七名の方に約十七万五千円、農業用機械修繕または再取得費に十一名の方に五十二万円、約。農業用施設の修繕、再取得に二名の方に約二十二万円を交付したとのお答えとありましたが、私が知っている予定額よりも少ないように思え、その辺はどうなってるのかと国の事業を活用した植樹、改植などの補助内容をお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

八月三日以前からの降雨の状況と国土交通省や天気予報からの情報から雨が長期化すると予想されたため、農家の方たちはスプレーヤなどは堤防の上に引き上げ、生産資材やその他の機械についても片づけを行いまして災害に備えたことにより、被害はあったものの予想よりは機械や資材の被害が少なかったことにより補助金の申請額が少額になったと思われる。

改植、新植等につきましては、リンゴの普通樹で改植は十アール当たり十七万円、新植は十アール当たり十五万円、わい化につきましては改植が十アール当たり三十三万円、新植につきましては十アール当たり三十二万円が国で補助しているところであります。それに伴いまして、つがる弘前農協の産直協議会に確認しましたところ、改植、新植等の経営支援事業は通常の改植事業の二次募集と同時に行いまして、令和五年三月上旬にお知らせの通知を行いまして四月、五月中旬まで取りまとめを行い、二次の締切りに合わせて事業を行うと伺っております。実際の改植は翌年の令和六年四月に実施いたしまして、その後の完成を確認し、関係書類提出後の九月頃に補助金を受けることとなります。

なお、これらに関わる果樹未収期間の支援につきましては、改植、新植にかかわらず対象となりまして、十アール当たり二十二万円を一括補助すると伺っております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

ということは、今現在もある果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、これと全く同じと理解してよろしいんですね。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

こちらにつきましては、果樹の事業で先導的取組支援、経営支援対策整備という形で、JAつがる弘前地区果樹振興協議会のほうで事業を取りまとめております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

建設課にお尋ねします。

平成二十六年、春の大雨により出水しました。そのため管理道路が決壊し、真名板地区の一部が浸水した事例がありましたので、少しでも浸水被害を防ぐためにも今回復旧された管理道路の幅員幅と岩木川通常水面下の平均の高さをもし分かたらお知らせください。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

管理用通路の幅員は三メートルになってございます。高さにつきましては、河川の箇所により平均水位が異なりますが、白子地区の入水した管理用通路に近い三世寺の観測点の水位を基に計算しますと約五メートルほどになるということでございます。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

とすれば、この復旧された管理道路は今回の水害で破壊された道路と同じ構造、また同じくらいの大きさ、サイズなのか、それとも一回り高く幅も広げたサイズアップしたものなのか、もし具体的な数字が分かったらお知らせください。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

今回の復旧は、現況復旧であるとのことでした。管理用通路であることから、これまでも強化を目的とした復旧工事等を行ってきていないということでした。しかしながら、実際には、降水時期、農地の冠水被害状況等を考慮し、管理用通路の縦断的な高低差を解消する目的として低い箇所には土盛りを行ったり、通路の維持管理の目的として舗装工事を行うなどして、結果的には強化につながる施工を行ってきたということでした。管理用通路は、一部降水時期の農地の冠水軽減対策となり得る二次的効果の側面はありますが、本来の目的は通路であり、堤防としての強化には限界があるとのことでした。

また、通路の高さにつきましては、川全体を考慮し十年に一度の出水を想定し決定しているものであり、現状ではこれ以上のかさ上げは困難な状況であるということでした。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

課長、へば簡単に言うと同じものを造ったと理解してよろしいでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

そのとおりでございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

その規格云々くんぬんは堤外地でもあり、それは国交省の専決事項ですんで、ここでどうのこうのということは間違っていると思いますんで、それに関しては話を聞くというだけで終わりたいと思います。

私も実は農政課の好意により、それこそ移動改植のデータを頂くことができました。その中で、全ての問いに答えた方が二十三名で、質問五項目の中のうち一つでも回答された方を入れますと二十六名、私が数えたやつなので二十六名になりますので五十一分の二十六、約五十一％の回答率にしてのデータと考え、それを基に再質させていただきます。

一つ目に、五十一分の二十六という約五十一％の回答率が町として高かったのか、低かったのかについて、農政課としてはどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

豪雨被害に遭われた五十一件の農家のうち二十六名の回答数というのは、今後も起こりうる災害への意思としては町としては非常に低いと考えております。農家の方たちの中には、高齢化により担い手の問題等で回答時期の際には今後どうするか判断に迷いもあったと思われれます。町としては、今後も相談に来られた方につきましては状況をお聞きし適切なアドバイスと情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

このデータの的には、全ての項目に記入していただければ正確なお話もできると思いますが、項目ごとに回答の有無があるというのが実情です。それによって分母が少し変わることをご理解の上、ご返答いただけますようお願いいたします。

大項目一、被害に遭った園地を今後どのようにしますかの問い、細目一の一、園地が被災園地のみの方、一の二、被災園地のほかにも園地のある方の両質問への回答も二十六分の十六、約六十一％にとどまり、正確ではないかもしれませんが、園地が被害園地のみの方で現状維持が四人のうち三人、約七十五％、廃園が四人のうち一人、二十五％、被害園地以外にも当然、園地のある方、現状維持が十二分の八、六十六・六％、縮小し、ほかを拡大が十二分の三、二十五％、被災園地を廃園にして現状維持、十二分の一、約八・三％。このことを単純に見れば、まだまだこのリンゴ園を維持し続けるという意向が強いと私は感じましたが、農政課としてのデータ分析はいかがでしょうか。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

今後についての回答をした十二件中、現状維持が八件、縮小しそのほかを規模拡大が三件で計十一件の回答数から考えますと、リンゴに対する営農意欲は衰えることなく、機会があれば拡大したいという方針があることから、来庁し、相談の際には、リンゴ園の賃借のあっせん、売買の情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

質問事項二点。

今回の大雨被害を受けて、新植、改植を希望する中では、二十六人中二十三人の方がお答えしています。約八十八・四％の回答率の中で、新植、改植を希望するが二十三分の十二、約五十二％です。希望しないは二十三分の十一、約四十七・八％。つまり、新植、改植は正直なところ、皆さん本当に迷っているのではないかと思います。先ほどのデータ同様、現状維持、つまり、現在地での先が見えない状況で手をつけられないという、また手をつけたくないとの意向が私は感じるんですけれども、農政課としてもどういうふうに見ているか、お答えいただければ。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

改植、新植を希望するが十二件、希望しないが十一件で約半数ずつであります。この回答の実態は、回答者の年齢や後継者のあるなしの問題に関係すると思われれます。町といたしましては、年々減少するリンゴの収穫量を考慮しますと、補助事業を活用して前向きに営農を継続してほしいと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

そうですね。農政課ではやっぱりプライバシーとかの問題で、その個人が特定できるようなところは消して私に渡してましたんで、後継者あるとかないとか、その辺についても確かに農政課のいうところだと思います。

それで、また次に移らせていただきます。

質問三です。新たな園地を確保する手段はどのように行うかの問いには、二十六人中六人の方、二十三%の方しか回答がないため次に移させていただき、質問五、移動改植や離農園地の売買などの支援策や農地情報提供についてです。これについては二十六分の二十一、約八十%の方が回答し、希望が二十一人中十四人、六十七%、希望なしが二十一人中七人の方、三十三%となっておりますが、真名板地区を離れ営農を続けたいと思ってる方が約七割いるということです。町として県と協力を図り、農地などのあっせんを進めるべきだと思いますが、町としての対応を農政課にお尋ねいたします。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします

この情報提供の件ですが、意向調査の結果で土地の確保、方針が決まっている六名の方と今年の二月十五日、十七日の二日間で面会を行いました。県の間管理機構、町の農業委員会、農政課と情報を共有したところではありますが、今後については双方で今現在検討中であります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

当然農業委員会も絡むことですので、何とかこの農政課とご一緒していただいて少しでも、移転といえは変ですけれども、そちらのほうに力を添えていただきたいと思います。

最後の質問なんですけれども、これは町長に答弁をお願いします。

県の担当者を交えた面談では、被害に遭った地域の園地について国や県に買い取ってもらいたいという意見が園主さんから出ていたということですが、ほとんどの方は、園主の皆様、同じ気持ちのように思います。板柳町の飯田地区では、町に対し国へ要望するように町長に被害後の園地処理について要望書を提出しています。内容は、飯田町内会長、飯田農業者、飯田出荷組合の連名で、一つ目はやっぱり同じです。堤外農地の国による買取り、二つ目に被害園地の早急な復旧、三つ目に共済金の速やかな支払い、あともう一つ、低いということだと思っておりますけれども、排水設備、ポンプの据付けを国へ要望という、これを町長宛てに要望してます。

そこで、平田町長におかれましては、このリンゴ産業継続のためのこの移動改植事業推進と堤外地園地の国による買取り、両面での力を発揮していただきたいんですが町長のお考えをお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

私の記憶では、平成二十五年の九月十六、十七日の台風十八号、そして翌年の、いわゆる雪解けの増水、そして、このたびの八月三日、九日の線状降水帯が滞ったところで、ここスパンでは十年以内にも三回ぐらい冠水した園地もあるということでございます。

町でできるのは、まずは現状復旧、これは速やかに病虫害を取り除くために水を早く抜いて、そしてごみを撤去させる。それから、次期作に向けての意欲を、いわゆるそがないために農薬援助とか、あるいは国でも実施している改植、新植による補助金とかそういうことと、そして町独自には令和五年度の予算案に真名板地区で災害に遭った、いわゆる収入保険の加入、あるいは総合型果樹保険の加入に今まで三割の補助金を出してるのを、その場所に限っては五十%のいわゆる補助金を出すということで様々な施策は講じていきたいと、そう思っております。ただ今回の、国が一反歩当たり九万四千円の改植、あるいは新植に係るような事業の中でも、例えば青色申告を実施して、いわゆる収入保険に入るのが条件とか果樹総合に入るのが条件というのがあって、被災を受けた五十一人が全て国の事業に手を挙げたかという、非常に残念ですがそうじゃないわけです。そこはやっぱり後継者がいない高齢者の経営主がちょっと、これからやるか、継続してやるか、その辺を迷いあるというその辺もあると、そう思っております。ただ現状として、町としては災害を受けた被害の方の心情にやっぱり心を同じくして様々な事業を実施していくということ、それから、国の園地の購入、これは何ぼ地域、あるいは市町村がスクラム組んでやっても、なかなか国ではその園地を買い取って川幅

を広げるというのは、今の現状では皆無のように等しくゼロ%であります。そこをどうするかということでは別枠で、今、数年前から中流部の河道掘削をしています。それは、ただ現状の川底を掘って川幅を広げるというような、今までそういうような状況でございました。ただ、去年山田所長が二回ほど私のところに見えて、いわゆる中流部の換地、すごい幅で手をかけていくというような、川幅を拡大にするというような計画も図面に落として説明していただきました。

ですから、我々は災害時あっても、必要最小限の被害にとどめるよう国に働きかけていくのは、これ当たり前の話です。これは、藤崎に限らず板柳、弘前、鶴田、あるいは岩木川水系のつがる市も入るし、五所川原も一部入ると思います。その辺はスクラムを組んで国に、いわゆる川の改修工事、災害時のいわゆる災害頻度が少なくなって、なおかつ最小になるような努力は続けていくというのは、これは声を大にして進めていきたいと。ただ、購入に関しては、私らが何ぼやっても私は不可能と、今の現状では不可能と考えておりますので、そこに関してはなかなかスクラムを組んで一歩踏み出せないような状況にあります。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

皆さんもご存じかと思いますが、今回の質問がこの間の八月の災害以来の議会の中で、これで三回目です。一回目は、つまり、あの堤防の成り立ち、真名板地区の園地の成り立ち、この間が現状、堤外地の問題とか。今回が今後、つまり、これからどういうふうにしていくかという、今私この三つで、今この質問を今回限りでやめようと思ってたんですけれども、今町長がおっしゃったとおり現実的にできることを同じ農業者として町長には強力に進めてもらいたい。園地の買取りを、正直な話、私もずっとこうして三回も質問してれば無理だとは思いますが。ですんで、無理なものを一

生懸命やっても、これは効果とか成果はなりませんので、何とかできる範囲のことを町のトップとしてやってもらいたいことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野 稔君）

これで五番奈良完治議員の一般質問は終了しました。

換気及び消毒のため休憩します。再開時刻は午後一時四十五分といたします。

休 憩 午後一時三十六分

---

再 開 午後一時四十五分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、十三番浅利直志議員に一般質問を許します。十三番浅利直志議員。

〔十三番 浅利直志君 登壇〕

○十三番（浅利直志君）

令和五年第一回三月定例議会にて一般質問をいたします日本共産党の浅利直志です。

さて、三月になりまして暖かい日も続き、急速に春の足音を感じる今日この頃でございます。除雪業務に当たりまして苦勞されました職員、そして業者の皆さんに本当にお疲れさまでしたと感謝申し上げる次第であります。また、本年三月にて退職されます職員の皆さん、本当に長い間ご苦勞さまでした。今後とも町の行政や、あるいはまた地域において、その経験を生かされますことを期待するものであります。しかしながら、藤崎町における地方創生臨時交付金四千万六百万円の藤崎町の受け取りの失敗は誠に残念でなりません。住民への説明と迅速な今後の対応が問われるところであ

ります。

さて、国会では二〇二三年度予算案が衆議院を通過いたしました。防衛費の大軍拡とも言える大幅増額、新增設も含む原発回帰など重い政策課題を、言わば日程どおり通過させているところであります。自民公明両党の数の力が大きく作用しているものだと思います。安保三文書と言われる主眼は異次元の米日協力、あるいはまた融合しての攻撃能力の確保、保有ではないでしょうか。岸田政権はこれまでの専守防衛に変わりがないんだということを盛んに強調しておりますが、二〇二二年から二四年度中に陸上自衛隊沖縄石垣駐屯地など十か所の地下化、シェルター化、あるいはまた導入を決めた米国産の巡航ミサイルトマホーク四百発ほどの購入や保有、あるいはまた一千キロ、二千キロの長い射程を持つ誘導ミサイルの保有、そして、青森県内大湊基地への弾薬庫の整備など、岸田政権の新しい防衛戦略の柱は何といっても沖縄など南西諸島での軍事力強化ではないでしょうか。国は外交、防衛は国の専権事項としているわけでありませうけれども、沖縄を再び、言わば捨て石にするようなことは、私は容認、許容できるものではありません。岸田首相が歴史の転換点として位置づける大きな政策転換に踏み切るのであれば、国会における議決とともに国民の信を問うことこそが必要なのではないでしょうか。早い時期に衆議院を解散して国民の信を問うべきだというのは私だけの考えなのではないでしょうか。町長や、あるいはまた議員各位は、どのようにこのことを受け止めているのでしょうか。

それでは、質問通告に沿って一般質問をいたします。

初めに、町長の政治姿勢について質問いたします。

日本の国土と国民の安全を守るため、日本の敵基地攻撃能力（反撃力）の保有は専守防衛を大転換することにつながるのではないかと思いますけれども町長はどのように受け止めているのか、どのように理解しているのか、お聞きいたします。

関連いたしまして、僅か五年で防衛軍事予算を二倍化する、五年間で四十三兆円の軍事費、軍拡予算は自治体と国民、

町民の暮らしと福祉、教育関連予算の負担増と削減につながることにならないのか、負担増と削減になるのではないかということについてどのように受け止めているのか、改めて質問いたします。

なお、先ほどの奈良議員の質問の中で、急迫不正の侵害について憲法を掲げてたたくようなありさまだというような趣旨の発言がありましたけれども、私どもは海上保安庁や警察力、そして自衛隊の力も不正の侵害に立ち向かっていくことは、すごく常識的なことではないかということ指摘させておきたいと思います。

次に、町長の行政運営について質問いたします。

イとして、子育て支援の充実・倍増の取組についてお聞きいたします。

一つは、ゼロ歳から二歳までの保育料無料化の検討実施と、少なくとも第二子以降の無料化の検討実施の取組について実施の用意があるのかどうか、改めてお聞きいたします。

また、子育て支援の拡充の思いを込めて、施設保育だけではなく在宅育児在宅支援手当を創設、検討を実施するお考えはないのか質問いたします。

また、保育園、こども園における保育の充実も政府も課題として挙げているところでもあります。子育て支援に欠かせないものでもあります。少なくとも、直ちに子供たちにもう一人保育士をとという声に応えていく必要があるのではないかと思います。検討を実施するお考えはないのかお聞きいたします。

最後に、少子化対策について改めて質問いたします。

町の各種の子育て支援によって、少子化を町として最小限に抑えているというようなことについては評価いたしますが、日本全体では出生数が初の八十万人割れなど驚きを持って受け止められているところでもあります。これまでの日本の少子化の取組は結局成功しなかったのではないかと、これまでの日本の少子化の取組、対応策で不十分で不足などところは何なのかについて、町長の認識、受け止め方について質問するものであります。

町長の行政運営の取組について、特に令和五年度、二〇二三年度の町予算に関連して質問いたします。

一つ目は、藤崎町の、言わば産業道路とも言えるリンゴ園地の道路除雪について、どれくらいの予算を使い、どのように実施しているのか改めてお聞きいたします。

二つ目は、旧弘前実業高校校舎の利活用実施の取組について質問いたします。

三つ目として、食料品などの値上げラッシュは町民の暮らしを直撃しております。また、自治体の運営や予算にも大きな影響を与えているところだと思いますが、電気料金引上げによる町予算への影響額をどのように見込んでいるのか、お聞きいたします。

また、オール電化住宅をはじめ、普通の家庭でも東北電力の約三十二%の電気料金引上げ申請は町民に大きな不安を与えているところでありますが、町民や家庭への影響額をどのように町としては想定されているのかについて改めて質問いたします。

以上、登壇しての一般質問といたします。理事各位におきましては、町長をはじめ簡潔明瞭な答弁を求めて壇上からの一般質問とさせていただきます。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町長の政治姿勢についての、イの敵基地攻撃能力の保有は専守防衛を大転換することではないかについてと、ロの五年間四十三兆円の軍事予算は自治体と町民の暮らし、福祉、教育関連の負担増と削減につながることにならない

かについては関連がございますので一括してお答えいたします。

先般、閣議決定により外交防衛政策の長期指針である国家安全保障戦略など安保関連の三文書が改定され、戦後一貫して否定してきた反撃能力の保有に関し言及がなされました。報道においても大きく取り上げられ、波紋を呼んでいるところでもあります。さらに、世界情勢におけるロシアのウクライナ侵攻や北朝鮮のミサイル発射、中国の海洋進出など、国家防衛における幾つもの懸案に対し対応するため、来年度から五年間の防衛費を増額することについても政府から示されました。

国民の生命、財産を守ることは国家の最重要施策であり、その在り方については日米安保条約との関連を含め、国会において大いに議論されるべきものと考えております。個人といたしましては、国民が戦禍に巻き込まれるようなことは決してあってはならないものと考えておりますが、防衛に係る予算の必要性については国民からも一定の理解を得られるものと認識しているところでもあります。将来を見据えた予算の配分と税の在り方については国における審議事項となりますので、国会の動向を注視しつつ、首長として必要だと判断した際は国への要望活動など行ってまいりたいと考えております。

次に、町長の行政運営の、イの子育て支援の充実・倍増の取組についてのゼロ歳から二歳の保育料無料化と第二子の無料化の検討実施についてお答えいたします。

現在、町における幼児教育・保育施設の利用料におきましては、令和元年十月より三歳児から五歳児について三年間無償化としているとともに、ゼロ歳児から二歳児については住民税非課税世帯を対象に利用を無償化とし、さらに負担軽減の観点から子供が二人以上いる世帯について、保育所等を利用する最年長の子供を第一子とカウントしてゼロ歳から二歳までの第二子については利用料を半額とし、第三子以降については無償としているところでもあります。

町単独の軽減措置といたしまして、十八歳以下の子供から数えて第三子以降の利用料については、住民税階層区分に

応じ、半額もしくは無償化しているところでもあります。現在において利用されている子供たちの利用料を無償とした場合の費用額としては、四千二百万円程度見込まれるものでありますが、この幼児教育・保育行政サービスにつきましては、厚生労働省における法令、省令等基準に基づき、国庫並びに県費による保育給付費交付金などを受け入れ、各施設に対して委託費として費用支出を行っているものであります。保育料無償化実施の施策につきましては、国策で行うことが必要であると考えているものでありますので、今後とも要望活動を続けてまいりたいと存じます。

次に、在宅育児支援手当事業の検討実施についてであります。ご質問の事業につきましては乳幼児保育を家庭で行う保護者に対して経済的負担を軽減し、子供を安心して産み育てる社会となるための事業の検討実施であると考えているものであります。全国的においては県単独補助事業などを活用し様々な形で支援事業を展開している自治体があることについては承知しているところでもあります。町といたしましても、保護者の方が子供を安心して産み育てながら一緒に過ごす生活時間を増やすことが必要であると考えているところでもあります。

このようなことを踏まえ、来年度当初予算において、子育て支援策の新規事業として国補助事業である出産・子育て応援交付金や町単独事業であるすくすく子育ておむつ購入費助成金について計上しているところであり、さらなる支援について事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、保育士配置基準の見直しと支援策についてであります。保育士の配置基準は国が定めているものであり、その内容につきましては子供の安全と保育の質を担保するために保育士一人が何歳の子供を何人まで保育できるかを定めたもので、年齢が低いほど保育士一人が保育できる人数が少なくなっており、ゼロ歳児については保育士一人に対し三人まで、一歳児と二歳児については保育士一人に対し六人まで、三歳児については保育士一人に対し二十人まで、四歳、五歳児においては保育士一人に対し三十人までとされているところでもあります。

国においては、三歳児について保育士一人に対し十五人まで保育する場合に公定価格を加算して保育施設へ給付費を

上乗せする支援策を実施しておりますが、自治体独自で給付費を上乗せするために配置基準を見直す場合は係る経費全額が単独負担となるため、財源の確保については国及び県の財政的な支援が不可欠になると考えておりますので、早期実現のため、国、県に対し働きかけてまいりたいと思います。

次に、日本の少子化対策で不十分で不足なことは何かについてであります。日本における少子化社会となった原因につきましては、様々な生活状況の変化・変容が起因されているものと考えております。少子化の原因は、近年、二十代、三十代の女性の未婚率の上昇に伴う晩婚化・非婚化によるものと、夫婦の出生数の低下がその要因であると考えているところであります。

私たちは、この世に生を受けた以上はこの命を次世代につなげることが第一義であると考えており、人間として、家族として、その命を継承し続けることが必要であります。そのためには、夫婦が共に働き、家庭での役割を分かち合うことについて、国、地方自治体、企業、地域でサポートする体制を整備することにより、経済的に不安定であること、また、仕事と子育ての両立に関すること、子育てや教育にかかる費用負担に関することなど、結婚や出産、子育てに対し希望を抱くことができない様々な要因を最小限に抑えられ、多くの方が家族を持つことや子供を産み育てることへの喜びを実感できる社会の実現につながると思われまます。そのサポート体制が広く浸透することにより、女性の就業は当たり前、男性の家事、育児は当たり前という世の中が構築され、未婚率の上昇に歯止めがかかり少子化は少しずつ改善に向かっていくものと考えているものであります。

次に、口の令和五年町予算案についてのリンゴ園地道路除雪についてお答えいたします。

町の農道除雪につきましては、直営及び生産組織により実施しており、町の直営につきましては、主要農道を今年度において先月の二月二十二日から実施しているところであります。また、生産組織につきましては、農作業道において実施している除雪に要する経費を補助金交付しているものであります。

次に、旧弘実藤崎校舎の利活用計画についてであります。旧弘前実業高等学校藤崎校舎の利活用につきましては、利活用基本計画に基づき、今年度、体育館及びグラウンドについて、町民の体力向上や健康づくり、居場所づくりについて取り組むために五月頃の供用開始に向けて整備しているところであります。誰もが楽しみながら運動できるスポーツイベントの実施について、また、地域コミュニティーや介護予防と連動し、高齢者が無理なく参加できるスポーツプログラムの構築について、さらに冬期間における雪を活用した様々なイベント等について展開する予定であります。

令和五年度におきましては、旧藤崎校舎をリノベーションし、新たなしごとづくりや農福連携の推進について、また、地域の稼ぐ力の向上や、関係・交流人口の創生について推進したいと考えております。

旧藤崎校舎の整備内容につきましては、一階は地元農家や事業者が加工品を製造できる食品加工室や、りんご「ふじ」発祥の地を体験しながら、町や藤崎校舎の歴史について学べる展示室、各種ワークショップや会議の開催などに利用できる多目的室について整備いたします。二階につきましては、農福連携による屋内ファームの管理運営に必要な事務室や多目的スペース、また更衣室や休憩室、作業室等について整備いたします。三階につきましては、各部屋に菌床棚とビニールハウスを設置し、夏場は青森キクラゲ、冬場はシイタケなどのキノコ類を農福連携で生産する屋内ファームについて整備いたします。

また、旧藤崎校舎の整備に係る予算につきましては、屋内ファーム等整備工事費が二億三千六百六十三万四千元、工事管理費や備品購入費等の関連経費を含めた総額は二億九千九百九十万三千元となっており、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し事業を進めることとしております。

なお、事業予算につきましては本定例会の補正予算案として上程しており、議会可決後、令和五年度に繰り越して執行することとしております。

次に、電気料金引上げによる予算の影響と家庭への影響額の想定についてであります。令和五年度当初予算につい

ては、企業会計の動力費等も含めた電気料を一億六千万円余り計上しており、前年度と比較すると五千五百万円ほどの増額となっております。この電気料金高騰分については、今のところ基金からの繰入れも含め一般財源で補うほかなく、税金や地方交付税などの歳入確保が重要となってくるものと思っております。

また、家庭への影響額についてですが、東北電力では昨年十一月以降、燃料調整単価などの引上げにより徐々に電気料が値上げされており、冬期間の電力需要に伴い、世帯における負担額は大きくなっているものと認識しております。政府の電力会社への補助などにより二月の電気料金は抑制されているようですが、四月以降の電気料金については平均三十二・九四％の値上げを国に申請するなど、今後の家計への影響、特に来冬における暖房費への影響などを危惧しているところであります。今後のロシア・ウクライナ情勢などに注視しながら、その動向によっては政府のさらなる負担軽減策に期待するものであります。各家庭におきましても料金プランの見直しや効果的な節電等の実践についてご対応くださるようお願い申し上げます。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十三番浅利直志議員に再質問を許します。十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

丁寧な答弁ありがとうございます。

それで、まず初めに町長の政治姿勢といいますか、それについて質問しているわけなんですけれども、専守防衛を一応国是としてこれまで日本は歩んできたわけでございます。これを、言わば大きく転換することになるのではないかと私は危惧しておるんですけれども、町長にお聞きしたいのは、いずれにしても国のいわゆる防衛政策というのは変わり

はないんだと、私に言わせれば大転換だと思っておるんですけれども、その辺は改めてお聞きしますんですけれども、いわゆる専守防衛から大きく変えていくようなことに今回の方針でなったのではないかなと思っておるんですけれども、基本的なことについて改めて町長のご認識をお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

まずもって、国策には国の要である安全保障、国を守り生命と財産を守るというのが、やっぱり外交と防衛と両輪でやっぱりこの世界平和を築くと思っております。そういう中であって、我が国は、近隣を見ますと、いかなる理由があろうとも武力で隣国を攻めたロシア、そして、いかなる理由があろうとも独裁国家であるミサイルを連発して発射を続ける北朝鮮、あるいは東シナ海、西シナ海を見ても分かるように、あっという間に島を占領し軍備のための滑走路を整備する共産主義のいわゆる中国、非常に危険な国々が隣接しています。そういう中であって、日本もやっぱり国を守るという意味で最小限のいわゆる防衛設備、そして何ていうか、防衛費が必要だろうということで、今回のような国家安全保障戦略の中での安保関連の三文書が改定されたと、そう思っております。あくまでも防衛に関しては国の専権事項でありますので、私は個人としては理解しつつ今後も見守りたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

そうしますと、見守りたいというようなことであるわけでございます。私が聞いているのも、一つは従来と変わらないんだと、いわゆる専守防衛に徹するんだというようなことですが、一千キロも二千キロも行くようなミサイル

を保有するそういうようなこと、あるいはまた、私が専守防衛そのものがもう変えるんだとはっきり言ったほうが、あるいはまた国民の信を問うべきことになっている段階に入っているのではないかと考えております。

それで、専守防衛が偽りではないのかと、従来の専守防衛の大転換につながるのではないかと私は考えておるんですけども、町、これは国の専権事項だと我々は見守るだけなんだというお考えになるのか、その辺についてはどのようにお考えなのか、まず町長にお聞きいたします。

関連して、特に国民の信をやっぱり問うべきだと、実態的に内容が変わるのであれば、言葉じゃなくて内容が変わると私は理解しておりますので国民の信を問うべきだと考えておるんですけども、その点についてはどのようなお考えなのかお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

先ほども申し上げましたけれども、今例えばテレビのチャンネルをひねると、BSでよくロシアとウクライナの戦争について解説がどうであれこうであれというようなお話もしてます。あるいは、映像では北朝鮮が常にミサイルを発射して、試験的に発射しているという国でございますけれども、何千メートルも上空に上げて、いわゆる他排他地区にも落下させるような国も隣接であるということで、私は万が一のために、日本の生命、財産、国民を守るということで今政府がやっと平和ぼけからちょっと意識を変えて対峙するような武力をやっぱり持つべきだというような議論が今やっとの思いで出てきたのかなと、そう考えております。

我々日本国は徴兵制度もないし、あるいは自衛官の総数も限られた中で陸海空を装備しながら様々な厳しい訓練をして、あるいは日米安全保障、あるいはクアッドとかいろいろありますけれども、国際協調しながら、いわゆる何ていう

かね、抑止力を図って、抑止力を増して万が一の武力衝突のないような抑止力を高めていく、私はそれが現状だと思っております。ですから、日本共産党の浅利議員がそういう考えであっても、私ども根本的な軸足が違うので、これは何ば議論しても平行線になると思っております。

そして信を問うというような話は、これはあくまでも衆議院は解散というのは今の総理大臣の専決事項で、我々がその辺に対してどうのこうのという立場でもないのかなと、そういう認識であります。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

町長と論争して、私の理屈がどうのだ、町長の理屈がどうだというようなことではなくて、いずれにしても時期は別にして防衛は国の専権事項であると規定はしているけれども、全ての国民に関わることでございます。ですから、時期の問題は別にして国民の信を問う必要がある事項だということについては、異存はないいでしょ。その辺はどういうお考えなんですか。町長にお聞きします。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

そこだけを限って解散して国民に問うというのはあまりにも狭い知見かなと、そう思っております。様々、経済とか、あるいは防衛とか様々な要因が副因して解散、衆議院選挙というような形になろうかと思えます。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

口のほうでお聞きしている、結局これを突き詰めていきますと町民の国民の暮らしや、あるいは福祉、教育にもつながることになりますので、いずれにしても国民の信を問う必要がある事項だと私は思います。

それで次に、いずれにしても五年でいわゆる四十三兆円なら四十三兆円支出するんだというそういう大枠は決めてしまっているんですけども、いずれにしても二の言っている子育て支援の充実というのも大きな国のテーマなわけです。どっちもやる必要があるんだと言われる方は言うておりますんですけども、本当に国の前途をよくしていくためには、私は子育て支援なり、あるいは原発に依存しないエネルギー政策なりが大事だと思っております。

そこで、町長の行政運営についてのお答えの中で、二番目のゼロ歳から二歳の保育料無料化と第二子について無料化を実施することについてということで、これは実質的に半額補助だとかいうようなことをやっているわけですので、それで、この二子の無料化だけをやろうとすればこれで四千二百万円もかかるはずはないと思うんですけども、先ほど丁寧な答弁の中で費用額は四千二百万円ほどを見込んでいますというようなことなんですけれども、ちょっと差し支えなかったら、私はこの半分ぐらいで済むんじゃないのかなと思ってもおるんですけども、その辺の積算の仕方といますか、その辺お聞きしたいなと思います。担当課長でよろしいです。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

この四千二百万円については、現行の使用料積算の際にゼロ歳児と一歳児、二歳児、その方の人数を、この費用額を積算して求めたものであります。二子目ということでの判断でありますと、私の持っている資料でいきますと、およそ

一千五百万円程度になります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

二子目だけで限定してやると、やるというか、半額助成から全部助成といいますか、無料化にするというようなことであれば一千五百万円程度なのかなと思っております。金額も提示していただきましてありがとうございます。

いずれにしても六月までには、額も決まっていなくても、国でも抜本的に、抜本的にというよりも初めは倍増するんだということから始まっていたんですよね、国では。そして六月までには案を示す、案といいますか財源内訳も含め、あるいは財源項目も含めて明らかにするというようなことなので、自治体としても、早速、見直しの着手をしていただきたいなと思っております。

イの（二）の在宅育児支援。これも実際は、今までの施策というか十年前までの施策は、とにかく給食でも弁当は愛情論、弁当は親の責任ですよという、我々常盤の時代はそんなことが大手を振っておりましたです。それが大きな十年、そして二十年という二十年近くになって、それを支援するのが当たり前だとなってきたわけなんですけれども、この在宅育児支援という言葉を使っておりますけれども、私は。岸田総理が言ったのは何でしたか。それでは、様々なことをやっているんですけれども、その中の一つがこの在宅の人も年間十万円なら十万円ぐらい補助しようというようなことなんですけれども、これについても検討する余地はあるのではないかと、財源の問題はあるけれどもあるのではないかとというような理解でよろしいんですか。町長なり財政課長でもよろしいです。どなたでもよろしいのでお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

子育てにお金かかるのは、これは当たり前でして、赤ちゃんを一人前に育て二十年間かけて世に出すということで当たり前でございます。ただ、その軽減負担は、やっぱり私は基本的には義務教育課程終わるまでは国策でやるという持論ずっとありまして、（「私もそうです」の声あり）よくそういう話をさせてもらっているところですよ。ただ、例えば、の話、大島前議長さんが国会議員のときに、いわゆる町村会の首長さんとの国策の課題とか県政の課題とか、あるいは市町村の課題とかやるときに、もう就任してなりたてのときにそういう発言させてもらいました。地方交付税少なくて、少しずつ目減りさせても、十五歳の中学校終わるまでは国策でどこの市町村に生まれても平均した、いわゆる子育て支援をする必要があるということでそれをずっと求めてきたわけです。残念ながら、そこに一步踏み出せていないのが今の国政府でありまして、ただ、様々な地方交付税を活用しながら、あるいは今人気のふるさと納税を活用しながら、子育て支援はどこの市町村も本当に医療費無料とか、あるいは給食費無料とか様々やってきているところがございます。

我が町の現状、財政の現状を考えると、全てゼロにしたい、無料にしたいのはやまやまでございますが、最大限今現状でできることをやっていくということで、前年度からおむつ、これは保育所にやったほうがいいんじゃないかという提案をしたら、いやいや在宅で子育てしてる人も三割近くあるということで一律二万円の年給付するというような案をいわゆる担当の課長から提案されて、今皆さんにご提示した財政の中に一般会計の中に入っているところがございます。ただ、今の現状ではそうだけれども、将来を見据えてやんねというわけではないんですよ。様々な検討をして、あるいは国とのセッションもしながら県の町村会とか、あるいは全国の知事会とか市町会とか町村会とかあるわけでしょ。そういうもろもろの連携を組んだ形で子育て強化は、我々市町村はもちろんのこと、国会議員、そして知事も十分考え

ていることで間違いないようでございますので様々な機会を捉えて訴えていきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

今、額そのものは二倍、あるいは国民総生産比からいけば二%から四%にするのかというような話も出ている、国会審議の中で出ているわけなので、いずれにしても早晚やらされることになると思うので、十分、このいわゆる在宅育児支援についても検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

それで、日本の少子化対策、十分、あるいはまた成功しなかったとも言えるわけであります。子育て支援をやることによって、人口減、少子化、これに役立てていこうということ自体は有効だと思っておりますんですけども、ただ十年だら十年、二十年だら二十年という長期スパンで見れば成功しなかったのではないかと私は思っております。何が不足なのかと原因をやっぱり、よく私どものいわゆる、何ですか、まち・ひと・しごと創生総合戦略プラン、こういうのを見ますと、晩婚化や、あるいはそういう出会いの場、もちろんそれは自治体としても取り組んできたけれども、それでは十分な効果を上げられなかったというのも事実なんですね。

ですから、極端に言えば、極端にというか、さらに晩婚化なりそういうものの背景を考えると、結局のところは何にも、国は最近は言い始めていますけれども、所得、いわゆる非正規が三十%、所得が三百万円以下だとか、二百万円だとかそういう人が三割、四割もあるような若い世代に、そのことが大きな背景になって未婚化率というのは増えているのではないかとも思うわけであります。その辺の、そういう晩婚化に、何か麻生さんもそういうふうなことを言っておりましたですけれども、現副総理ですけれども、いずれにしても晩婚化そのものを背景に大きな原因があると思っておるんですけれども、背景、つまり、いわゆる非正規なりそういう雇用形態が三割、四割、若い世代にあるということが

大きな原因ではないかなと思っておるんですけれども、その辺はどういう認識なのか。町長でよろしいです。お聞きします。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

先進国の中で、子育て、人づくりに教育費としていわゆる投入するのに日本は割と低いほうで、これはご指摘のとおりであります。何でもこうなんだろうと。人づくりこそ国づくり、まちづくりの根幹でございますので、もっともった様々な施策を講じてくればいいのかと私はそう思っているところでございます。確かに浅利議員がおっしゃるとおり、たまたま七年ほど前、町村会の視察研修で北欧を訪ねたときに、北欧の国というのはデンマークであれ、ノルウェーであれ、スウェーデンであれ、フィンランドであれ、大体共和国、王国で人口が五百万人、六百万人規模で国を成り立たせています。そういう中であって、いわゆるフィンランドなんかは世界水準のトップを行く教育水準であって、百分、その国民が大学を終えている。ゼロ歳におぎゃあと生まれて、小学校も幼稚園も中学校ももちろん高校も大学も授業料が免除というところ、その代わり貯蓄をあまりしなくてもいいように、いわゆるサラリーから税金をがっばり国で集めて、あるいは短く、それこそいわゆる消費税なんかは二十四から二十八%、国づくりはいろいろ考え方あります。

ですから、いいところは学んで私はまねしてもいいと思うんですよ。ですから、日本の国を動かしてる政治家にもっともって子供たちに目を向けて、やっぱり子育て環境をもっともってしやすいような環境をつくる。それともう一つは、やっぱり男性が草食化というか、おぎゃあと生まれたら自分の遺伝子をこの世にちゃんと残していい家庭をつくるというのが私は人類で一番尊いことだと思っております。様々言うとパワハラとかセクハラとか言われる今現状でございますが、人間の尊さはそこにあるのかなと思っておりますので、その辺が希薄化してるのが大きな原因かもしれません。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

町長、また男性の草食化という、つまりそれ自体が育児、子育てするということに希望を見出せないような状態に置かれている人が多いという現実をやっぱり直視して、男性の草食化というのはちょっとやめていただきたいなと思っておるんです。

それで、時間も押し迫っておりますので、リンゴ園地の道路除雪、これも二月の末からいわゆる幹線道路といいます幹線産業道路と私に言わせればやっております。私が関連でお聞きしたいのは、町のいわゆるロータリーなり、町の来る除雪車でなくて、いわゆる農家の自前のでやっているところありますね。三件、四件あると担当課からはお聞きしておるんですけれども、現状と今後要望があれば応えていく用意があるのかどうかですね。農業委員長じゃなくて、隣の舘田課長にお聞きしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

農作業道の除雪について補助金を交付いたしまして、交付している組織につきましては白子地区、三貫川原地区、富柳地区の三地区の組織に補助金を交付しております。内容につきましては、白子地区につきましては除雪延長が四百八十メートル、補助金の額が七万六千円、三貫川原地区が除雪延長が二百三十メートル、二万八千円、富柳地区が除雪延

長が六百五十メートル、補助金の額で三万円、合計いたしまして除雪延長が一千三百六十メートルの、補助金の額が十三万四千円ということになっております。来年度につきましても同様の補助金の交付を令和五年度の一般会計予算案に計上しているところであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

いずれにしても、リンゴ園地の道路は藤崎町の産業道路でもありますんで、自分ちの方が自前の除雪機だとかを利用してやるというのであれば積極的に支援をしていただきたいという、支援を検討していただきたいということを要望しておきます。

それで、弘前実業校舎の利活用についてお聞きいたします。

結論的に私が聞きたいのは、農福連携でやるんですというようなキノコ栽培についてですね。私どもも視察に行ったところの指導援助も受けながらやるということなんですけれども、就労支援B型の、これを受けてやる、資料もタブレットに詳しく流していただいたんですけれども、ちょっと理解が、理解力がちょっと乏しくてよく詳しく分からないんですけれども、聞くところによりますと、B型でも障害者の雇用三、四万円だとかという、全国平均でならせば、そんな話も聞くんですけれども、就労支援B型で対応していくというようなことであれば、補助基準なり、平均支払い、障害者に対する支払額というのはどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。その点、お聞きします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

就労系の障害福祉サービスの報酬の件でございますけれども、就労継続支援B型につきましては、障害があり一般就労をしていた方が年齢や心身の状態等の事情により継続して働けなくなったというところで就労継続支援B型を活用して、希望により必要な知識、能力の向上に訓練を行うということでございます。

福祉事業所の報酬としましては、様々な要因がございます、例えば、になります。定員が二十人、職員配置が障害者七・五人に対し職員一人の場合は職員一人当たりの基本報酬は五千六百六十円から七千二十円を基本としまして、さらに施設外終了専門員の配置、食事提供などでさらに加算があるということでございます。また、青森県のB型での障害者の平均工賃は、月一万五千二百五十三円となっております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

B型の平均事業一万何ぼというようなお答えがあったんですけれども、今後は、いわゆる選抜した、応募に基づいて選抜した団体に基本的には決めさせていくというような形になるんですか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（石澤岩博君）

議員おっしゃるように、指定管理候補者と町とでもいろいろお話しをしまして、平均工賃というのを決めていく形

になると思っております。

以上でございます。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

B型就労支援施設というのは様々なところにも、選択している業界、あるいはまた様々のところが見られるんですけども、一つは障害者の平均賃金をできるだけ多少なりとも引き上げるという基本スタンスを貫いて、この福祉型事業を、農福連携事業をやっていただきたいということを要望して質問は終わりたいと思います。

○議長（小野 稔君）

これで十三番浅利直志議員の一般質問は終了しました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後二時四十六分

---